

記 入 上 の 注 意

この給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、入所を希望する施設（保育所等の事業者）に提出して下さい。なお、同じ家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。
保護者との続柄は、保護者からみた児童の続柄を記入してください。（例：子、孫など）
- 2 「認定者番号」の欄は、申請児童が既に子どものための教育・保育給付認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入して下さい。
- 3 「保護者住所・連絡先・生年月日」欄の（連絡先電話番号）は、連絡先が複数ある場合は、連絡のつきやすい順に全て記入して下さい。
- 4 ①「世帯及び家族の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親及び同居している親族等、別居でも生計が同一の親族全員について記入してください。申請児童の両親については、別居している場合は、「児童との続柄」の後に（ ）書きで記入して下さい。
なお、必ず個人番号をご記入ください。
- 5 ①「ひとり親世帯等の有無」や「生活保護の適用の有無」欄は、利用者負担額を算定する時に必要な情報となりますので、該当する場合は洩れなく記載してください。
- 6 ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入して下さい。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。）
「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、距離が近いため等）を記入して下さい。
- 7 ③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、①「世帯及び家族の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、保護者（両親又は養親又は後見人など）ごとに、児童を保育できない理由を下記8の表(1)～(9)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての口にチェック（☑）し、かつ、その具体的な状況を、同欄に記入して下さい。
※ 具体的な状況は、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等、(2)では出産（予定）日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間、障がいの程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、を記入して下さい。
なお、下記8の表(1)～(9)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合（就学や親のいない家庭など）は「その他」にチェック（☑）し、内容を記入して下さい。
また、「続柄」の欄について、同一の「続柄」に属するものが複数いる場合には、備考欄に氏名を記入して下さい。
- 8 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。それぞれ保育が必要なことを証する書類を添付してください。

保育の認定基準
保育の必要性の認定を受ける場合は、両親のいずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。それぞれに記載する証明書類を添付してください。 (1)就労等（家庭外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をするため、その児童の保育ができない場合 （家庭内労働）児童の保護者が家庭内で日常の家事以外の仕事をするため、その児童の保育ができない場合 【添付書類】就労証明書、自営業・農林業等の場合は自営業状況確認書 (2)妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合 【添付書類】母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日の分かるページ） (3)疾病・障がい 児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあり、その児童の保育ができない場合 【添付書類】疾病の方は診断書、障がいの方は障害者手帳の写し及び診断書（診断書は障害等級4級以下の方のみ） (4)介護等 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合 【添付書類】介護される人の診断書、障害者手帳又は介護・看護状況確認書 (5)災害復旧 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合 【添付書類】町が指定する書類 (6)求職活動 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合 【添付書類】町が指定する書類（ハローワークカード等） (7)就学 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合 【添付書類】在学証明書又は学生証の写し及び履修状況の分かるもの (8)虐待・DV 虐待・DVのおそれがある場合 【添付書類】役場子ども未来課へご相談ください。 (9)育児休業 育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合 【添付書類】育児休業・職場復帰日証明書又は育児休業取得承認書等 (10)その他、上記に類すると町長が認める場合

（留意事項）

- *支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、
 - ・保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - ・希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 - ・保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知下さい。